

青森県報

第四千四百十三号

平成三十年
二月十六日
(金曜日)

目次

告 示

- 保安林の指定予定……………(林政課) ……一
- 漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定の一部改正……………(漁港漁場整備課) ……一
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……三
- 特定漁港漁場整備事業計画の公表……………(漁港漁場整備課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(三民局) ……三
- 公安委員会
- 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……………(警務課) ……三
- 公営企業
- 青森県立つくしが丘病院清掃業務委託に係る一般競争入札……………(病院局) ……四

告 示

青森県告示第百一号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

ので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

上北郡六ヶ所村大字倉内字芋ヶ崎六五の一〇七

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び六ヶ所村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第百二号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、平成二十年三月二十一日青森県告示第二百二十八号（漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定）をもって公示した禁止区域（禁止物件）及び指定の適用期間を変更したので、同告示の一部を次のように改正する。

平成三十年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

十三漁港	十三地区	十三漁港区域の	漁船以外の船舶（監視船、警備船、
------	------	---------	------------------

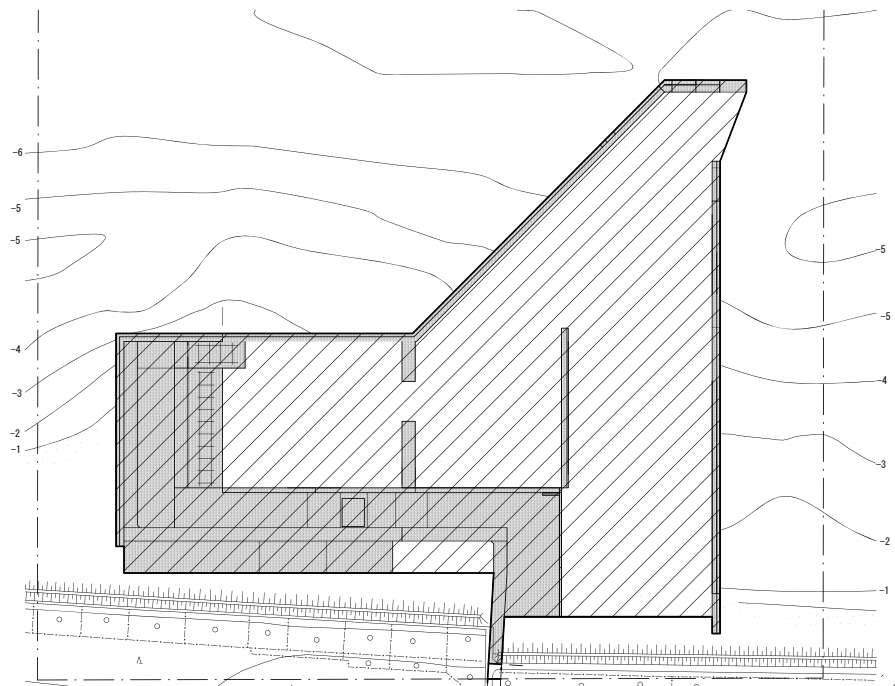
- 別図五十九 削除
- 別図四十三 削除
- 別図四十二 削除
- 別図四十三を次のように改める。
- 別図四十二を次のように改める。

に改める。
 第一号の表 蠣崎漁港、小沢漁港及び木野部漁港の項を削る。
 第二号中「平成二十六年三月五日」を「平成三十年二月十六日」に改める。
 別図四十二を次のように改める。

十三漁港		うち別図六に示す区域	漁港の工事に従事する船舟その他公務に従事する船舟を除く。）
十三湊地区	十三地区	十三漁港区域のうち別図六に示す区域	漁船以外の船舟（監視船、警備船、漁港の工事に従事する船舟その他公務に従事する船舟を除く。）
十三湊地区のうち別図六の二に示す区域			漁船以外の船舟（監視船、警備船、漁港の工事に従事する船舟その他公務に従事する船舟を除く。）

十三漁港(十三湊地区) 禁止区域

別図六の二



※平成19年7月20日付け青森県漁港・漁港海岸空中写真測量業務委託契約（平成19年10月25日付け変更契約）にて作成した図面を青森県が加工。

凡例 禁止区域



青森県告示第百三三号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成三十年二月十七日から施行する。

平成三十年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

つがる弘前農業協同組合和徳支店

弘前市大字撫牛子二丁目

を

つがる弘前農業協同組合和徳支店

弘前市大字撫牛子三丁目

に改める。

公 告

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、野辺地地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び東青地域県民局地域農林水産部東青地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社佐々木電気工事
- 二 代表者の氏名 浪岡豊
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市江陽二丁目八の一三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三七）第一一三六二号
- 五 取消年月日 平成三十年二月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年十二月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年二月十六日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第一号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八

月青森県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。
別表第二むつ警察署の項中「むつ市大字関根字北関根四十四番地二」を「むつ市大字関根字北関根百三十番地二」に改め、同表黒石警察署の項中

長峰警察官駐在所	南津軽郡大鰐町大字長峰字九十 九森九十五番地三	を
長峰警察官駐在所	南津軽郡大鰐町大字八幡館字豊 田八番地二十七	
長峰警察官駐在所	南津軽郡大鰐町大字長峰字九十 九森九十五番地三	に改める。

附則

この規則中別表第二むつ警察署の項の改正規定は公布の日から、同表黒石警察署の項の改正規定は平成三十年四月一日から施行する。

公 営 企 業

青森県立つくしが丘病院清掃業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成三十年二月十六日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

1 業務名

青森県立つくしが丘病院清掃業務

2 業務内容

入札説明書による

3 業務委託期間

平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの三年間とし、四月一日から翌年三月三十一日までを一事業年度とする。(ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。)

4 業務場所

青森県立つくしが丘病院(青森市大字三内字沢部三五三の九二)

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により建物の清掃作業の委託の契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業に係る都道府県知事の登録を受けていること。

5 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第十五条の二に定める業務について厚生労働省令で定める基準に適合した者であること。

6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第二条に規定する特定建築物又は医療法第一条の五第一項に規定する病院において、延べ床面積八千平方メートル以上の清掃業務を、平成二十五年四月一日以降、十二月以上継続して履行した実績を有すること。

7 本業務について入札説明書に記載された業務体制が整備されていることを証明した者であること。

三 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、二に定める資格を有すること並びに入札説明書に示す証明書等について次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出部数

二部

3 提出期限等

- (一) 入札への参加を希望する者は、申請書に証明書及び入札説明書に基づく本業務の業務計画書等の関係資料を添えて、入札説明書に示す提出期限までに青森県病院局運営部つくしが丘病院運営室長に提出しなければならず、また、申請書等の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書等の内容の変更に応じなければならぬ。
- (二) (一)の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
- (三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市大字三内字沢部三五三の九二
青森県立つくしが丘病院（青森県病院局運営部つくしが丘病院運営室）
電話 〇一七―七八七―二二二一
- 2 入札書の提出期限
平成三十年三月二十九日 午後二時

3 開札の場所及び日時

- 青森市大字三内字沢部三五三の九二
青森県立つくしが丘病院 三階会議室
平成三十年三月二十九日 午後二時

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- 青森県病院事業財務規程（平成二十六年三月青森県病院事業管理規程第二号）第九十二条第一項において適用する青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条、第三百三十三条及び第五百五十九条の規定による。

六 契約書の取り交わし時期

- 平成三十年四月一日

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適

当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

八 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 2 落札対象
本業務に要求する仕様等が満たされていると判断した三の1の申請書等に係る入札書のみを落札対象とする。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、契約期間の見積総額のうち一事業年度分の金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札手続の停止等

平成三十年度青森県病院事業会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

- 1 Service to be required:
Cleaning of Aomori Prefectural
Tsukushigaoka Hospital
- 2 Fulfillment period:
From April 1, 2018 through March 31, 2021
- 3 Time limit for tender:
2:00p.m. March 29, 2018
- 4 Contact point for the notice:
Aomori Prefectural Tsukushigaoka
Hospital
353-92, Sawabe, Sannai

Aomori City, Aomori 038-0031
JAPAN
TEL 017-787-2121

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭